

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第 1 号）…………… 1
- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第 2 号）…………… 2
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第 3 号）…………… 2

教 委 規 則

- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第 1 号）…………… 3

訓 令

- 秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令（第 1 号）…………… 3

告 示

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第 1 号）…………… 3
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第 2 号）…………… 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第 3 号）…………… 4
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第 4 号）…………… 4
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第 5 号）…………… 4
- 市民税・県民税納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第 6 号）…………… 4
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第 7 号）…………… 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第 8 号）…………… 5
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第 9 号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第10号）…………… 5
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第11号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第12号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第13号）…………… 6
- 弁明の機会付与と通知書の公示送達について（第14号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第15号）…………… 6
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第16号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第17号）…………… 6

- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第18号）…………… 7
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第19号）…………… 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 1 号）…………… 7

選 管 告 示

- 公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程（第 1 号）…………… 7

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第 1 号）…………… 7

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第 1 号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第 2 号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第 3 号）…………… 8

公 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………10
- 入札参加希望者の公募について……………10
- 農用地利用集積計画の策定について……………11
- 財政報告書の公表について……………12

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第18のアの表中

36	36
36	36
37	37
38	37

39	を	38	に改める。
40		38	
41		39	
41		39	
42		40	
42		40	
43		41	
43		41	
44		42	
44		42	
45		43	

別表第19の表中

$\frac{3}{3}$ 以下	を	$\frac{3}{3}$ 以下	に改める。
$\frac{1}{2}$ 以下			

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第18の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。
(平成28年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 平成28年 4 月 1 日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の規則の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
(施行日から平成29年 3 月31日までの間における異動者の号俸)
- 施行日から平成29年 3 月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。
(経過措置)
- 改正後の規則別表第19の規定は、施行日以後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年秋田市条例第 4 号）第15条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）の期

間について適用し、施行日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 2 号

秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「および孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫

第17条第 2 項中「子」を「子（勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者を含む。）」に、「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「同条に規定する就業促進定着手当」を「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）」に、「同法第56条の 3 第 1 項第 2 号」を「同項第 2 号」に、「又は同項第 6 号」を「同項第 6 号」に、「にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「のうち同法第59条第 1 項第 1 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第 2 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第 3 号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に改め、「それぞれ受給資格証」の次に「、高年齢受給資格証」を、「、受給資格証」の次に「、高年齢受給資格証」を加え、同条第 2 項中「、受給資格証」の次に「、高年齢受給資格証」を加える。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則第22条第 1 項の

規定によりなされた提出は、改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則第22条第1項の規定によりなされた提出とみなす。

教 委 規 則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月26日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 か お り

秋田市教委規則第 1 号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立河辺学校給食センターの項を削り、同表秋田市立雄和学校給食センターの項中「雄和中学校」の次に「ならびに岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、岩見三内中学校および河辺中学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 1 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程（平成26年秋田市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「文書の施行および発送」を「文書の発送等」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起案、決裁、保存、引き続き保存（秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）第 5 条第 5 項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を引き続き保存することをいう。）、廃棄等の事務処理を行う情報処理システムをいう。第 3 条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

文書は、原則として文書管理システムにより取り扱うものとする。

第 9 条中「特殊文書件名簿により」を「文書管理システムに必要事項を記録し、」に改める。

第11条第 1 項中「次により収受しなければ」を「収受するとともに、当該文書の余白に収受印を押印し、文書管理システムに必要事項を記録しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「一定の帳簿により」を「それぞれ複数を 1 件にまとめて」に改める。

第12条中「前条第 1 項第 3 号に規定する」を「前条第 1 項の」に改める。

第13条第 1 項中「当該電磁的記録を紙に出力し」を「文書管理システムに当該電磁的記録および必要事項を記録し」に改め、同条第 2 項を削る。

第15条第 3 項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特殊な取扱いを要する文書については、この限りでない。

第15条第 4 項中「施行する」を「処理する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 文書記号の前には、元号の頭文字および当該年度の数を付するものとする。

第17条中「起案文書は、」の次に「文書管理システム又は紙による」を加え、同条ただし書中「軽易な事案に係る」の次に「場合であって、紙により起案する」を加え、同条第 2 号中「記載する」を「記録する」に改め、同条第 4 号中「施行に」を「発送等に」に改め、「起案様式の施行上の取扱いの欄に」を削り、「記載する」を「記録する」に改める。

第18条中「起案様式」を「文書管理システムおよび起案様式」に、「記載しなければ」を「記録しなければ」に改める。

「第 4 章 文書の施行および発送」を「第 4 章 文書の発送等」に改める。

第22条中「施行を」を「発送等を」に改め、「、決裁の年月日を記入し」を削り、「施行の」を「発送等の」に改める。

第24条第 1 項中「施行する」を「発送等を行う」に改め、同項第 1 号中「（平成24年秋田市条例第58号）」を削る。

第29条の見出しを「（起案様式等の様式）」に改め、同条中「文書件名簿」を「起案様式」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年 2 月 6 日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の秋田市文書取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に収受され、又は起案される文書について適用し、同日前に収受され、又は起案された文書については、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第 1 号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 1 月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市土崎港西一丁目 3 番38号
名称 株式会社 アイマール
氏名 代表取締役 武 田 昭 彦
- 売りさばき所の所在地
秋田市土崎港西一丁目 3 番38号
- 売りさばき所の名称
ローソン秋田土崎港西一丁目店(株)アイマール

秋田市告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の 2 第 1 項の規定

に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成29年 1 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人 友遊会	定期巡回 ・随時対 応型訪問 センター 千秋	秋田市千秋 矢留町 6 番 25号	平成29年 1 月 1 日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護
医療法人 久幸会	定期巡回 ・随時対 応型訪問 センター 港北	秋田市土崎 港北七丁目 1 番17号	平成29年 1 月 1 日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護

秋田市告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成29年 1 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービス の 種 類
社会福祉 法人秋田 市社会福 祉協議会	秋田市社協 居宅介護支 援せせらぎ 事業所	秋田市河辺 三内字外川 原34番地 2	平成29年 1 月 1 日	居宅介護 支援

秋田市告示第 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項および第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年 1 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービス の 種 類
有限会社 ケアマネ ジメント	はあとケ ア	秋田市添 川字地ノ 内 143 番 地 5	平成28年 12月31日	福祉用具貸与、 介護予防福祉 用具貸与、特 定福祉用具販 売、特定介護 予防福祉用具 販売
株式会社 虹の街	やすらぎ の郷	秋田市泉 中央五丁 目 1 番16 号	平成28年 12月31日	介護予防通所 介護

秋田市告示第 5 号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自

転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 1 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5 台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4 台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成28年12月 1 日から同月22日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成29年 1 月26日から同年 7 月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第 6 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 1 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成28年度市民税・県民税納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第 7 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法

律第30号) 第14条第 4 項においてその例による場合を含む。) の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成29年 1 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番 30-02号	平成28年 12月19日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番 36号	平成28年 12月18日
松戸眼科医院	秋田市榎山共和町 1 番 7 号	平成28年 12月31日

秋田市告示第 8 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成29年 1 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
こだま居宅介護支援事業所	秋田市仁井田字新中島 1035番地	平成28年 12月15日
秋田市社協居宅介護支援せせらぎ事業所	秋田市河辺三内字外川原 34番地 2	平成29年 1 月 1 日
定期巡回・随時対応型訪問センター港北	秋田市土崎港北七丁目 1 番17号	平成29年 1 月 1 日
定期巡回・随時対応型訪問センター千秋	秋田市千秋矢留町 6 番25 号	平成29年 1 月 1 日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
有限会社秋田在宅介護サービスセンター支援事業所	・有限会社秋田在宅介護サービスセンター支援事業所 ・秋田市横森五丁目20番26号	・秋田介護の窓 ・秋田市泉中央二丁目 9 番16号 佐藤事務所 3 号室	平成29年 1 月 1 日

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
仁井田なごみ居宅介護支援センター	秋田市仁井田字西潟敷127番地 2	秋田市仁井田字西潟敷17番地 4	平成28年 11月16日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
やすらぎの郷	秋田市泉中央五丁目 1 番 16号	平成28年 12月31日
はあとケア	秋田市添川字地ノ内143 番地 5	平成28年 12月31日

秋田市告示第 9 号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 1 月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成28年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第10号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 1 月16日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市広面字広面17番地
名称 有限会社 酒の福屋
氏名 代表取締役 福 島 順 一
- 売りさばき所の所在地
秋田市広面字板橋添307番地
- 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田広面板橋添店(酒)の福屋

秋田市告示第11号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年 1 月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの 種 類
株式会社 彩新	福祉用具 べんざい てん	秋田市外旭 川八幡田一 丁目11番37 号 外旭川 八幡田テナ ント2階201 号室	平成29年 1 月15日	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売

秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 1 月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
新波自治会
- 2 認可年月日
平成 9 年 7 月 1 日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 種 村 宣 大
秋田市雄和新波字竹ノ花14番地
変更後 池 田 幹 博
秋田市雄和新波字本屋敷176番地 2
- 4 変更年月日
平成29年 1 月 9 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 1 月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
萱ヶ沢自治会
- 2 認可年月日
平成 9 年 2 月 7 日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 加 藤 薫
秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰 7 番地
変更後 池 田 正
秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢168番地 3
- 4 変更年月日
平成29年 1 月 8 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第14号

次の弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、秋田市行政手続条例（平成 7 年条例第44号）第27条の規定により公示送達する。

なお、当該弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 1 月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
弁明の機会付与通知書
- 3 弁明書の提出先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室収納担当
- 4 弁明書の提出期限
平成29年 2 月 3 日

秋田市告示第15号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 1 月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年 1 月24日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機関名	医療機関 住 所	開設者名	指 定 年月日
206	きさら ぎ薬局	秋田市土崎港 中央一丁目 21番30-02号	有限会社タカケ ン 代表取締役 高 橋 憲 司	平成29年 1 月 1 日

秋田市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 1 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
萱森町内会
- 2 認可年月日
平成16年10月 5 日

- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 鎌 田 英 文
秋田市河辺岩見字萱森63番地
変更後 鈴 木 貞 典
秋田市河辺岩見字萱森151番地 2
- 4 変更年月日
平成29年 1 月 1 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第18号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 1 月27日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田県秋田市新屋元町16番11号

渡 部 要 二

ファミリーマート秋田添川店

秋田県秋田市土崎港西一丁目 3 番38号

株式会社アイマール 代表取締役 武 田 昭 彦

ローソン秋田土崎港西一丁目店

秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成29年 1 月27日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
企画調整課	入札保証金および契約保証金の出納に関する事務

教 委 告 示

秋田市教委告示第 1 号

平成29年 1 月26日午後 3 時30分秋田市役所 5 階会議室 5－A に教育委員会定例会を招集する。

平成29年 1 月24日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

付議案件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第 1 号

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 1 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程

（公職選挙事務執行規程の一部改正）

第 1 条 公職選挙事務執行規程（昭和34年選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第28条第 2 項中「および専ら」を「、専ら」に改め、「選挙運動のために使用する者に限る」を「選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者および専ら法第142条の 3（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）第 1 項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条（文書図画の掲示）第 1 項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る」に、「選挙運動のために使用する者にあつては」を「選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記のために使用する者にあつては」に改める。

別記第 1 号様式（投票用紙）中「秋田市議会議員」の前段に「 年 月 日執行」を加える。

（秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正）

第 2 条 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年選管告示第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「(写真を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

農 委 告 示

秋田市農委告示第 1 号

平成29年 1 月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成29年 1 月10日

秋田市農業委員会会長 佐 々 木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 2 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 3 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成28年度第10号）に関する件
- 4 平成29年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 1 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成29年 1 月18日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株式会社ケーワイズ	小 松 康	秋田市土崎港北七丁目 4 番16号

2 廃止年月日

平成29年 1 月16日

秋田市上下水道局告示第 2 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成29年 1 月18日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社ケーワイズ	小 松 康	秋田市土崎港北七丁目 4 番16号

2 廃止年月日

平成29年 1 月16日

秋田市上下水道局告示第 3 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成29年 1 月18日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
古城建設株式会社	高 山 彰	秋田市山王五丁目 2 番18号

2 廃止年月日

平成29年 1 月16日

公 告

秋田市公告

秋田市各消防署所庁舎および敷地内に飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成29年 1 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市各消防署所庁舎および敷地内自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所 台数	貸付 面積	予定価格 (年額・税抜き) ※最低落札価格
	別紙 (省略)	別紙 (省略)	別紙 (省略)
(3) 貸付期間	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで		
(4) 入札参加要件	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 エ 市税の滞納がないこと。 オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 カ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成26年度および平成27年度においてすべて誠実に履行した実績を有すること。		
(5) 入札参加申込み			
受付期間	平成29年1月10日(火)から同年2月3日(金)まで（土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで）		
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部警防課装備施設担当		
(6) 指名（非指名）通知	平成29年2月9日(木)までにFAXで通知		
(7) 入札			
日時	平成29年2月10日(金)午後1時30分		
場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部4階 会議室		

	入 札 保 証 金	免除
(8) 契 約 日	落札日から平成29年 2 月16日(木)まで	

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成29年 2 月 3 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）

ウ 納税証明書（写し可）

秋田市に納めた固定資産税、法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

エ 誓約書（平成26年度および平成27年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）

オ アおよびエの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札は番号順に 1 物件ごとに行う。

ウ 応募する者は 2 物件までしか落札できないこととし、2 物件落札後に別物件の入札がある時は以降の入札には参加できない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

(4) その他

入札および契約上の条件等については、秋田市ホームページを確認すること。

3 申込書等の提出

(1) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市消防本部警防課装備施設担当
電話 018-823-4243

秋田市公告

秋田市文化会館内に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成29年 1 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市文化会館自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所	貸付可能台数	貸付面積	最低落札価格 (年・税抜)
	1	正面玄関 風除室	5	約6.5㎡	830,556円
	2	地下練習 室前	2	約2.0㎡	31,481円
(3) 貸付期間	平成29年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで				
(4) 入札参加要件	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。				
	イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。				
	ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。				
	エ 市税の滞納がないこと。				
	オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。				
	カ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。				
(5) 入札参加申込み					
	受付期間	平成29年 1 月19日(木)から同年 2 月 9 日(木)まで土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで			
	受付場所	秋田市山王 7 丁目 3 - 1 秋田市文化会館 事務室			
(6) 指名 (非指名) 通知	平成29年 2 月13日(月)までに F A X で通知				
(7) 入札					
	日時	平成29年 2 月15日(水) 物件番号 1 から 2 午前10時から順番に実施する。			
	場所	秋田市山王七丁目 3 - 1 秋田市文化会館 中 2 階「第一会議室」			
(8) 契約日	平成29年 2 月21日(火)				

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成29年 2 月 9 日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（※法人の場合）、住民票の写し（※個人の場合）

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ いずれも直近の営業年度で、発行後 3 ヶ月以内のものを提出すること。

※ 納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税登記簿謄本口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 誓約書

オ アおよびエの様式は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成29年 2 月13日(月)までに行う。

4 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 入札は、物件番号順に 1 物件毎に行う。
- (3) 入札書に記載する入札金額は、1 物件当たりの 1 年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) その他入札・契約の条件等については、「秋田市文化会館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館 自販機担当 電話 018-865-1191

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成28年12月 2 日付け秋田市指令第4791号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成29年 1 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目 1 番20号
共和ホーム株式会社

代表取締役 池 田 宇 史

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋前野町77番、78番 1、78番 2、79番 1 および77番地先水路

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望

者を公募する。

平成29年 1 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
文館一第15号 秋田市文化会館 舞台操作等 業務委託	秋田市山王七丁目 3 番 1 号	平成29年 4 月 1 日 ～ 平成30年 3 月31日	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市内に本社、支店又は営業所を有していること。 2 通年で 7 名以上の舞台操作業務経験者による常駐体制（大小ホールに催し物がある場合は 9 名体制）ができること。またこれらが入札参加申込時点で自社の社員として在籍していること。 3 7 名以上の常駐者の中に舞台操作業務に必要な第 2 種劇場技術者以上と舞台機構調整（音響） 2 級技能士以上と 2 級照明技術者以上の有資格者を 1 名以上配置可能なこと。 4 過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約（収容定員 1,000 人以上の劇場・ホールの元請け）を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 市税に滞納がないこと。

イ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成29年 2 月15日(㊦) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王七丁目 3 番 1 号
秋田市文化会館 中 2 階 第 1 会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成29年 2 月21日(㊦)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札候補者としなないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を、1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは、辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

キ 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。

ク 地方自治法第234条第 3 項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式 1）

イ 実績調書（様式 2）過去 2 年以内に収容定員1,000人以上の劇場・ホール等の舞台操作等業務委託契約を締結したことが分かる契約書の写し等を添付すること。

ウ 通年で 7 名以上の経験者による常駐体制ができることが分かる組織図等の写しと役務に従事する予定者（ 9 名）が自社の社員であることがわかる社会保険料納入証明書の写し、または雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し（事業主通知用）を添付すること。（直近 2 年分）

エ 7 名以上の常駐者の中に第 2 種劇場技術者以上と舞台機構調整（音響） 2 級技能士以上と 2 級照明技術者以上の有資格者を配置できることが分かる資料と資格証の写しを添付すること。

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可）

カ 納税証明書（写し可）

(㊦) 秋田市に納めた法人市民税（直近の事業年度のもの）

(㊦) 秋田市に納めた固定資産税（平成27年度および平成28年度納期到来分までのもの）

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

キ 誓約書（様式 3）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成29年 1 月23日(㊦)から同年 2 月 8 日(㊦)までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市文化会館 事務室

ウ 申込用紙 秋田市文化会館ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および非指名通知については、F A X で平成29年 2 月13日(㊦)までに行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成29年 1 月23日(㊦)から同年 2 月 8 日(㊦)まで

(2) 配布場所 秋田市文化会館ホームページから入手すること。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託報告書の提出を契約締結時に求める。

(4) 設計書および仕様書に関する質疑は、文書で提出するものとする。

(5) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館 電話 018-865-1191

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年 1 月31日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)